

広島市環境影響評価条例（抜粋）

第6章 環境影響評価審査会

第36条 市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として、広島市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は指定する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

＜広島市環境影響評価条例施行規則（抜粋）＞

第5章 環境影響評価審査会

(審査会の組織及び運営)

第41条 条例第36条第5項の規定による審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、次条から第48条までに定めるところによる。

(会長及び副会長)

第42条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第43条 審査会は、会長が招集し、会長が審査会の議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第44条～第48条（略）

第7章 法及び県条例の対象事業に係る手続

(法の規定に基づく市長の意見)

第37条 市長は、法第3条の7第1項、法第10条第2項又は法第20条第2項の規定により市長の意見を求められたときは、審査会の意見を聴き、書面により意見を述べるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、同項の書面の写しを公告の日から起算して2週間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3～5（略）

(県条例の規定に基づく市長の意見等)

第38条 第37条第1項及び第2項の規定は、広島県環境影響評価に関する条例(平成10年広島県条例第21号。以下「県条例」という。)第10条第2項又は県条例第19条第2項の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。

2～3（略）